

第35回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年4月14日(火) 午前9時30分から10時00分

2 開催場所 光市役所 大会議室1・2号

3 出席委員(12人)

農業委員

| | | |
|-----|----|--------|
| 1番 | 埜田 | 定 |
| 2番 | 熊野 | 茂公 |
| 3番 | 宮内 | 昭壽 |
| 4番 | 河村 | 晴夫 |
| 5番 | 小林 | 勉 |
| 6番 | 田村 | 尚利 |
| 7番 | 出穂 | 真奈美 |
| 8番 | 鬼武 | 敬子 |
| 9番 | 繁本 | 武紀 |
| 10番 | 藤本 | 準一 |
| 11番 | 山本 | 忠男 |
| 12番 | 田村 | 耕一(会長) |

農地利用最適化推進委員 ー

4 欠席委員

農業委員 (0人)

農地利用最適化推進委員(ー)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について

- 報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について
報告 第2号 農地法施行規則第29条第1号に係る転用の届出について
報告 第3号 水田埋立による畑地造成報告について

6 農業委員会事務局職員

| | | |
|--------|----|----|
| 事務局長 | 弘 | 光宣 |
| 農地係長 | 森重 | 康男 |
| 農政振興係長 | 松原 | 耕二 |

事務局長

皆さまおはようございます。

定刻より少し早いですが、皆さまお揃いですので、互礼を行いたと思います。皆さまご起立ください。

お互いに礼。

(おはようございます)

ありがとうございました、ご着席ください。

まず初めに、簡単に自己紹介をさせていただきます。

4月1日付けで農林水産課の地産地消担当課長から農業委員会事務局長に着任しました 弘 光宣 と申します。

皆さまと一緒に農地の適正な管理に向けまして支援を行って参りたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

またこの度は、新型コロナウイルスの感染拡大のリスクを高める3つの条件、こちら避ける為の予防対策を講じるということで、一定の終息を見るまでの間は開催規模を縮小し、議決権のある農業委員の皆様のみご出席いただき、総会を開催させていただくことといたしましたのでご了承ください。

それでは議案審議に入ります前にお時間をいただきまして、この度人事異動された方々からごあいさつをいただきたいと思います。

はじめに、4月1日の人事異動で、経済部に来られました藤岡課長よりお願ひいたします。

(農林水産課地産地消担当課長あいさつ)

ありがとうございました。

次に、4月1日に、経済部の農林水産課内から農政係長に昇格されました、松永係長よりお願ひいたします。

(農林水産課農政係長あいさつ)

ありがとうございました。

次に、3月31日を持って離任され、企画課長に着任されました、農

林水産課の前佐々木農政係長よりお願いいたします。

(前農政係長あいさつ)

ありがとうございました。

なお、3月31日をもって離任され、大和支所長に着任されました、前橋本事務局長におかれましては、ご事情により、急遽欠席となりました。皆様にお会いしてご挨拶したいとおっしゃっておられましたが叶いません。くれぐれもよろしくお伝えくださいとの伝言を預かっておりますので披露させていただきます。

ここで、佐々木企画課長におかれましては、次の公務等がございますので退席させていただきます。

(佐々木課長退席)

続きまして、令和2年度における農業関係予算の概要について説明をいただきたいと思います。

本日は公務ご多用中の御足労でございますことから、説明の後の質問につきましては、後日改めてお願いいただけたらと思います。

全体に係ることでどうしてもこの場でお聞きしたいことがありましたら、最後にお願ひできたらと思います。

それでは藤岡課長、よろしくお願ひします。

(経済部地産地消担当課長より令和2年度の農業関係予算の概要説明。)

ありがとうございました。

ここで、経済部関係者は退席させていただきます。

(経済部関係者退席)

議長

みなさん、改めましておはようございます。

只今から第35回農業委員会総会を開会します。

本日出席の農業委員は12名で定足数に達しており、総会は成立して

います。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは、本日の議事録署名委員は、3番 宮内 昭壽 委員、4番 河村 晴夫 委員、をお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。

それでは議事に入りたいと思います。事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第1号 「農地法第3条許可申請に対する許可決定について」です。今月の申請は1でございます。

それでは、ご説明申し上げます。

別紙「位置図」、も議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

申請のあった土地は、大字立野地内、市役所周防出張所の南約1.3kmに位置する1筆で、地目は田、面積が1,510㎡です。申請の事由ですが、当該農地は、従前より譲受人が譲渡人より借受、水稻栽培を行ってきました。譲渡人より当該農地を買い取ってほしい旨申し出があり、安定した農業経営を今後も継続して行きたいと考えていた譲受人が受諾し、この度申請に至ったものです。

それでは、農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてですが、農地は、住いから近距離にあり、農機具の確保の状況、農作業に従事する者の状況等から見て、取得後も効率的に耕作を行うことを認められると考えます。

続いて第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得であり適用されません。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はございません。

続いて第4号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人等は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第5号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である30アールは満たしており問題ありません。

続いて第6号の「転貸禁止要件」ですが、本件は該当しません。

続いて第7号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものはありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては 地区担当の田村尚利 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 田村尚利委員、補足説明をお願いします。

6番 特にございませぬ。

議長 これより質疑に入ります。何かございませぬか。
(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

事務局 つづいて、議案第2号「農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について」です。

今月の申請は、1件でございます。

それでは、ご説明申し上げます。

本件は所有権移転による転用許可申請となっております

申請者ですが、譲受人は熊毛郡平生町に住む公務員の個人で、譲渡人は市内に住まいの無職の個人です。

申請のあった土地は、大字立野地内、市役所周防出張所から南約 17 kmに位置する 1 筆で、登記地目は田、面積は 1,196 m²の自作地です。

譲受人は、太陽光発電による売電事業への参入を計画し、ここにパネル面積 443.84 m²、発電出力 49.5kw の太陽光発電施設を建設し、ようとするものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。

当該用地は、第 1 種、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないことから第 2 種農地と判断いたします。第 2 種農地は他に代替となる用地がない場合許可するとされております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、太陽光発電施設ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当事項はございません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供されるのは申請地のみなので、これには該当いたしません

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、

事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになって
いますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、
転用目的が太陽光発電施設であり、被害防除計画書の内容等からも判断
し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましても、田村尚利 委員に調査をお願いし、特に
問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長 田村尚利委員、補足説明をお願いします。

4 番 こちらも特にはございません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。
(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を
お願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。

事務局 それでは続きまして、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条
第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」をご説明し
ます。

光市長から、農用地利用集積計画の決定を求められています。

別紙の農用地利用集積計画書(案)をご覧ください。

新規が 4 件、6 筆で面積は 6,895 m²、更新が 14 件、26 筆で面積は 36,117
m²、合計は 18 件、32 筆で面積が 43,012 m²です。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記
載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。
(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。
それでは報告事項についてお願いします。

事務局

引き続きまして報告事項、報告第1号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、1件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

つづいて報告第2号「農地法施行規則第29条第1号に係る転用の届け出について」です。

届出の件数は、1件でございました。

本届出は、自身の農地を農業用施設例えば農機具倉庫等の建設に供するための、200㎡以下の転用の場合、また、農地への進入路・農業用水路等の整備に供する場合においては、届け出で済むというものです。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、受理いたしました。

つづいて報告第3号「水田埋立による畑地造成報告について」です。

届出の件数は、1件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、受理いたしました。

以上でございます。

議長

只今の報告第1号から第3号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、御了解いただきたく存じます。

以上で第35回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和2年4月14日開催の第35回光市農業委員会総会の議事録である。

令和2年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____ 印

光市農業委員 _____ 印